

藩政改革の伝播：熊本藩宝暦改革と水戸藩寛政改革

著者	磯田 道史
雑誌名	日本研究
巻	40
ページ	13-42
発行年	2009-11-30
その他の言語のタイトル	The Diffusion of the Kumamoto Domain Policy
URL	http://doi.org/10.15055/00000509

藩政改革の伝播

——熊本藩宝暦改革と水戸藩寛政改革

磯田道史

はじめに

近世日本の諸藩では、さまざまな、藩政改革がなされた。これらの藩政改革についての研究は、たいていの場合、個別藩政史の枠組みのなかで行われてきた。そのため、個々の藩政改革の出身については詳しくわかってきているが、藩の枠組みをこえ、日本史全体の歴史的流れのなかで、個々の藩政改革の意味や位置づけを考えることは、ほとんど、なされてこなかったように思われる。

幕府や諸藩は政治主体としてそれぞれ独自性をもつものの、現実には、相互に政策的影響を及ぼしあっていた。たとえば、ある藩が藩政改革を行い、すぐれた治績をあげたとなれば、その政策は、別の藩に影響を与え、別の藩でも類似的の藩政改革が行われる事例がしばしばみられる。十九世紀以降、幕府諸藩は近代化にむけた動きを

みせはじめるが、この時期には、いくつかの改革モデルを提示する「先駆的な藩」があらわれた。近世中期から後期の藩政改革の展開について、現段階では、次のような流れでとらえられるのではなからうか。

すなわち、第一段階として一七五〇年から一八〇〇年頃にかけて、熊本藩・米沢藩・松代藩などで藩政改革が行われた。これらの藩政改革がきわだっていたのは、しばしば、その改革内容が「改革テキスト」とでもいべき書物にまとめられ、諸藩の知るところとなり、一種の「改革モデル」として模倣されていったことである。たとえば、松代藩では、家老恩田木工の藩政改革のありようを物語る『日暮硯』が成立し、数多くの写本が作られて、藩政の改革テキストとして全国に流布していった。¹⁾ また、米沢藩については、藩主上杉治憲を顕彰した『翹楚篇』『米沢侯賢行録』などが編まれ、とりわけ

『翹楚篇』はひろく読まれた⁽²⁾。

熊本藩の宝暦改革は、これら十八世紀後半に断行された藩政改革のなかで、とりわけ注目される。この改革は、藩学校による藩官僚の養成と選抜（人材選挙）、法令による職掌分担の明確化（分職）、地租賦課の現実的再編（経界を正す）、刑法改革による懲役刑（徒罪）の導入、育児人口政策への積極性（撫育）、思想風俗の統制誘導（教導）、物産の調査・育成（国産）などを特徴としていた。思想風俗の統制や国産政策などは、熊本藩だけのものではない。しかし、藩政の意思決定や人材登用の仕組みに関しては、きわだった特徴が指摘できる。人材登用については、すでに、徳川吉宗が享保改革で「足高制」を導入し、能力主義的人材登用の制度が整えられつつあったが、熊本藩の人材登用制度は、これよりもさらに官僚制化を押し進める内容をもっていた。すなわち、熊本藩では、藩学校を中核にすえた人材登用制度を設けた。のちの近代国家ほどのものではなかったが、藩学校で試験をし、藩官僚を養成、選抜する志向がみられたのである。

さらに、熊本藩では門閥重臣（老中・年寄）の合議体と行政組織との分離を志向した点も注目される。幕府諸藩では、足高制・役料支給によって能力主義的人材登用に道が開かれつつあったが、行政決定の最終段階は、門閥重臣の合議体が握る構造はそのままであった。しかし、熊本藩では、「大奉行制」とよばれる制度を導入し、

この譜代門閥重臣を行政の外におく改革を断行した。熊本藩では、藩国家の行政決定は、門閥家老の合議ではなく、藩主によって登用された一人の「大奉行」と六人の「奉行役」で構成される「奉行所」にゆだねられた。藩学校「時習館」で試験を繰り返して藩官僚を養成選抜し、行政各局の職掌を法令で厳格に定めてこれにゆだね、門閥重臣を儀礼的存在として行政府から分離する改革であったといつてよい。家中の重要人事の任免のみは、門閥重臣を臨時招集したが、それ以外は、藩主の信任をうけた大奉行が首班となり、行政各局を分掌する奉行六人と合議体を構成し、これが専ら国政を執り、法令を発した。近代国家の内閣制度に先行する機能的政治体制であり、これが熊本藩独自の制度として発足した。

それゆえ、熊本藩のこの改革は幕府諸藩に大きな衝撃をあたえた。この熊本藩宝暦改革が日本史全体に及ぼした影響については、いまだ正確な歴史的評価が下されていない段階であるが、かつして過小評価できないものである。その影響力の大きさは、この改革を諸藩に知らしめた書物、改革テキストの多さからうかがえる。熊本藩の宝暦改革については、亀井南冥の『肥後物語』⁽³⁾『熊本俚談』⁽⁴⁾をはじめ、大村庄助「肥後経済録」、安野業助「南肥秘聞」、島田嘉津次「堀老行状」、⁽⁷⁾「限本政事録」、⁽⁸⁾「肥後侯賢行録」、⁽⁹⁾「肥後表聞合書」、⁽¹⁰⁾「肥後堀大夫之比上書封事類」、⁽¹¹⁾「肥後」農政雜記⁽¹²⁾など、確認されているものだけで十種類をこえる。この他にも『銀台遺事』⁽¹³⁾など藩

主細川重賢の言行を記した諸書を入れれば、さらに増えるであろう。なかでも『肥後物語』はきわめて伝写本が多く、『日本古典籍総合目録』¹⁴によって、公的機関等における『肥後物語』写本の伝存状況をみると、弘前から鹿児島まで全国の旧藩の文庫にひろくみられ、五十四機関に八十八部の所蔵が確認できる。ちなみに、松代藩改革の『日暮硯』は二十二機関二十九部の所蔵（同総合目録）であり、米沢藩の改革テキストとしてひろく読まれた『翹楚篇』は六十四機関に九十四部が伝存する¹⁵。さらに、享保改革を伝える政治説話として流布した馬場文耕『明君享保録』や『仰高録』と比較しても、『肥後物語』伝写本の数量と広がりには傑出しており、自余の藩政改革のテキスト群を圧している。もちろん、伝写本の多さはそのまま政策的影響の大きさを示すものではない。しかし、熊本藩宝暦改革は、自余の藩政改革と比べても、特筆すべき大きな影響を全国諸藩に与えていたことは確かである。

このように第一段階として、十八世紀後半の、熊本藩などで「プロト近代化」とでもいうべき行政モデルが形成され、これが『肥後物語』などの改革テキストを通じて、幕府諸藩に紹介されていったことがうかがえるが、第二段階として、一八〇〇年ごろ、このような先駆的な藩の動きが、松平定信政権のもとで幕府の寛政改革にとりこまれてゆき、全国の諸藩でも相次いで類似の「寛政改革」が行われた点も注目される。もちろん、松平定信の寛政改革は、祖父吉

宗の享保改革を改革モデルとしていたが、これにくわえて、十八世紀後半に、熊本藩や米沢藩などで行われた先駆的藩政改革の影響も無視できない。すなわち、十九世紀にはいると、学校を建設し試験を中核にすえた行政官僚の養成選抜システムをつくりあげ、きめのこまかい人民撫育を実施する施策が、幕府でも諸藩でもひろく行われるようになる。

そして、第三段階として、一八三〇年ごろ、幕府と水戸藩が天保改革を行い、いわゆる雄藩が登場してくるのであるが、そのなかでも、とくに水戸藩の天保改革が「海防」の政策モデルとして、諸藩に政策的影響をおよぼすようになった。すなわち、十八世紀末から十九世紀前半にかけて、全国諸藩にもっとも影響した藩政改革を二つあげるとするならば、熊本藩の宝暦改革と水戸藩の天保改革の二つが特筆されるのであり、この二つの藩の改革が十九世紀前半における日本の近代化の流れに強い影響を与えたといえよう。

そこで、近世中後期の藩政改革を論じるにあたって、本稿では熊本藩と水戸藩をとりあげることにする。比較藩政史の視点で、両藩の政策を比較検討し、政策的影響の有無をみることにしよう。熊本藩の宝暦改革が、のちに全国諸藩に大きな影響を及ぼす水戸藩にどのような政策的影響を与えたのか。これを考えてみたい。十九世紀前半における日本の近代化を考えるうえで、熊本藩から水戸藩へとという流れをみておきたいからである。十八世紀後半、熊本藩には先

駆的な行政モデルが胚胎していた。これが天保改革に帰結していく水戸藩の藩政の動きに、具体的に、どのようにつながるのか。または、つながらないのか。この点を考察することを課題としたい。

このように本稿では、一八〇〇年前後の水戸藩政を考察するが、従来、この時期の水戸藩政については積極的な歴史的评价がなされてこなかったといつてよい。『水戸市史』が「寛政の治政が後の斉昭による天保の藩政改革のような、組織的な大々的なものでなかったことは明らかである」と述べているのが、それをよく表している。これまでの見方では、義公（徳川光圀）と烈公（徳川斉昭）の中間時代には大規模な改革はなかったとの史観が強かった。近年では、これと異なった見解もあらわれているが、総じて、水戸藩研究は幕末期にくらべ近世中期の研究が乏しく、さらなる実証が待たれている研究段階である。⁽¹⁹⁾ その研究史の欠落を補うことも必要であるが、それ以上に、近世中期の水戸藩研究には全国的な広い視野が必要であると考える。藩に起きる変化は内発的なものばかりではない。藩をこえた因果関係のなかで外発的变化が起きてくる。つまり、水戸藩だけを見ていても、水戸藩の歴史の意味はみえてこないものであり、本稿では、この点に留意して、以下、論をすすめてゆきたい。

一、徳川治保と細川重賢

水戸藩は天保改革の前提条件をどのように整えていったのか。水

戸藩の天保改革は突如として出現したのではなく準備段階をもつていた。⁽²⁰⁾ 具体的には、寛政期から文化期、つまり天保改革を行った九代斉昭の祖父にあたる六代藩主治保（文公）の時代が、これまで考えられていた以上に大きな意味をもつていたことが指摘できる。

この時期、水戸藩は大変革をとげている。寛政十一（一七九九）年四月から、郡奉行と並置していた代官を廃止した。享和二（一八〇二）年には、郡奉行を四人から十一人に増員、城下勤務であったものを、在郡勤務とした。農村支配の行政区分を小分けにして、郡奉行所を建設し、そこに増員した郡奉行を送り込むものであり、水戸藩の農村統治のありようを根本的に変えるものであった。このほかにも、さまざまな改革が開始されていることをみれば、この時期の水戸藩は「水戸藩の寛政改革」を行っていたといつてよい。⁽²¹⁾ ただ、問題なのは、このような水戸藩の寛政改革が、いかなる経緯でもって開始されたのかという点である。結論からいえば、この改革の発想は、水戸藩の独創ではなかったといえることができる。

此度の制令、肥後の細川家にて、堀平太左衛門が計らひし所の端し端しにて、行末の治法、この国の治りかた、何とも無覚束ぞ思はる（水戸藩士・高倉胤明⁽²²⁾）

というように、水戸藩の寛政改革は、熊本藩の宝暦改革の強い影響

をうけて始められたものであった。右の史料に基づき、寛政十一（一七九九）年にはじまる水戸藩の改革が、熊本藩と関連しているとの指摘自体は従来からあった。²³しかし、実際に、これを掘り下げた研究はなく、むしろ従前の研究ではこの改革の開始については、熊本藩の影響よりも水戸藩の内発的な動きのほうが注目されてきた。すなわち、郷医出身の水戸藩士・高野文助（世龍）が『富強六略』なる建白書を著して、藩主治保に建言し、この改革が開始されたと考えられてきた。しかし、これを検討してみると、後述のように、

この高野の『富強六略』自体が熊本藩の政策的影響を強くうけて書かれたものであることが判明するのである。ならば、水戸藩の寛政改革が、熊本藩玉曆改革の影響をうけた理由が追及されねばなるまい。

なぜ、熊本藩の藩政改革が、水戸藩に影響をあたえることになったのであろうか。それには、六代藩主治保に着目した考察が必要になる。実際のところ、水戸藩の寛政改革は、藩主治保の強い意志のもとで推し進められていた。治保が、強い指導力でもって、寛政改革を行ったのには、理由がある。その事情は、治保自身が述べている。水戸藩では、農村人口の減少と荒地の増大が深刻で、年貢収入が年々減っていた。農村を立て直そうにも「段々、勝手向次第不如意相成」となって、その資金が捻出できないと、治保は語っている。²⁴また、治保は、当時の幕政への関与という政治的な理由からも改革

に邁進する動機をもっていた。水戸藩の寛政改革は、松平定信による「幕府の寛政改革」をうけて始まったものと考えられがちであるが、改革を担う人材的の登場の面からすれば、むしろ順序は逆であった点には留意しておきたい。

安永天明の比は 幕府の執政田沼主殿頭、権勢盛んにして色々
の浮説行はれける時に、文公・尾張公・亜相公と談じ玉ひ、白
川侯を幕府に選挙し玉ひし²⁵

というように、松平定信の將軍補佐就任を後押しして、幕政の舞台に登場させたのは、ほかならぬ治保ら御三家と一橋家などであった。治保の定信推挙によって、幕府の寛政改革がはじまったのである。このように、治保が田沼意次の追放に動き、幕政の寛政改革の開始に関与したことは、実は、水戸藩自身の改革にもつながっている。天明八（一七八八）年十一月十二日、治保は「尾張殿・紀伊殿一同申合」わせたうえで、自藩の「政事向」について、次のような達書を下した。

一、公儀御政事向、段々、御世話有之、老中ヲ始、御役人風儀
モ改り、一統難有奉存候様ニ相聞へ、重畳ノ義ニ存候。就テハ、
手前政事向ノ義モ、大切ノ時節ニ候間、猶更、入念、公辺ノ

御風儀ニ相隨ヒ、質素ヲ本トシ、国民撫育行トドキ候様、致タク候間、各申合せ、諸役人トモ精密ニ取計候ヤウ屹ト可申談候事⁽²⁶⁾ (傍線筆者、以下同じ)

注目すべきは「手前政事向ノ義モ」という部分である。定信政権の成立にともない、老中田沼を更迭し、役人の風儀が改まったいま、幕政（公儀御政事向）に倣って、自藩の政治（手前政治向）をも改める必要があると申し合わせたのである。また、治保が政策目標として、質素儉約とともに「国民撫育行トドキ」を掲げている点にも留意したい。「国民撫育」は近世中後期の藩政改革を考えるうえで重要な概念である。治保は、幕府の寛政改革に関わるなかで「国民撫育」を行き届かせることのできる「精密な政治」を政策目標に掲げている。ただ、定信政権を誕生させたこの天明八（二七八）年の段階では、治保は、このような「国民撫育行トドキ」の改革政治を具現化する手段を持っていない。彼が、水戸藩で実際に改革を断行するのは、既述のように、寛政末年になってからのことである。とはいえ、彼が、「国民撫育」や「精密」な行政の発想を、藩の枠組みをこえて共有しようとしていたことが注目されるのである。

1、「政策モデル」としての熊本藩

では、治保は、どのようにして、「国民撫育」や「精密」な行政といった発想を具現化する藩政改革の知識を入手するにいたったのであろうか。ここで着目したいのは、当時、藩政改革に成功したモデルケースとなる藩が登場し、治保や定信は自藩の改革のためにこれを参考にしようとしはじめた点である。このような他藩の政策モデルとなる藩を、ここでは「政策モデル藩」とよびたい。

結論からいって、天明期には、細川重賢の熊本藩が政策モデル藩となっており、寛政期には、上杉治憲の米沢藩がそれに加わった。なかでも、熊本藩の宝暦改革への、大名たちの視線は熱かったといつてよい。細川重賢との交際から熊本藩の政策導入を図ったことがうかがえる。改革政治の中心である松平定信からして、そうであった。定信は、天明四（二七八四）年の春、「細川故越中守（重賢）・松平越後守（康致）などに、いと、ねもごろに交りて、経済の事など、かたりあふ。たびたび予が亭へも来り給⁽²⁷⁾」というように、細川重賢・津山藩主松平康致と会合して、経済のことを語り合っていた。それだけでなく、定信は後述のように、熊本藩の改革政治に関する書物を自ら入手して研究していた。これについては、高塩博氏が「白河藩主として又幕府老中として定信が実施に移した諸政策中、熊本藩における宝暦の藩政改革の政策を参考にしたものが少なからず存する⁽²⁸⁾ように思われる」としているが、これは正鵠を射たもので

あり、幕府諸藩の「寛政改革」の性格を考えるうえで、きわめて重要な指摘である。全国で行われた寛政改革の前提となった改革モデルとして、熊本藩細川重賢の宝暦改革が浮かび上がってくるからである。

徳川治保も、熊本藩の改革には強い関心をよせていた。それどころか、治保は細川重賢という人物に、政治上の興味をこえた敬愛の念を抱いていたようである。それを示すのが、細川重賢の伝記『銀台遺事』にみられる次の逸話である。

或時、水戸治保卿、此君（細川重賢）の、ひととなりをしたわせ給ふ余りにや、常住し給ひつる所の額を書具かぎくれ給へかすと、ひたすらに宣のたまひ遣わされしかど、辞退ましましける。しかはあれども、強て御望ありしかば、玄郷亭と潤筆遊して参らせらる。其その比かかかる事のみならず有けれども、こひ給ふ方の御名も文字も忘れたれば甲斐なし。へ額字、今に細川殿筆とて御小納戸にあり。玄々斎と書せらる。本書の説疑は誤あらん。大橋順正(29)云々

治保は重賢の人となりを慕うあまり、その筆跡を欲しがった。ついに重賢に強いて扁額を揮毫させ、筆跡を入手すると、それを常住する居室に掲げるほどであった。治保は御三家の当主であり、重

賢は大藩とはいえ外様大名である。敬愛の念としては、破格のものであった。治保は三十一歳も年長の重賢をまさに父の如くに慕い、修養の模範としていた。重賢を敬愛した大名は松平定信をはじめ多かつたが、治保のそれは群を抜いていた。熊本藩で編まれた重賢の伝記に、その私淑ぶりが特筆されるほどのものであった。

『水戸紀年 文公上』によれば、治保は、確認されるだけで二度、重賢を自邸に招いている。高松藩邸で会食したものを含めれば三度、陪食している。最初は天明元（二七八）年のこと、「五月九日、細川越中守ヲ後楽園ニ饗セラル」と小石川の後楽園に招いて饗応した。この年には九月にも重賢を招き、「廿三日、細川越中守又來ル、台園中ノ小鳥殺生ヲ見セ玉フ」と園内でもに狩猟を楽しんだ。天明四年三月には、「廿三日、讃岐守頼起君 公ヲ小川町ノ邸ニ饗ス、其嗣封ノ慶ナリ、細川越中守・酒井雅楽頭陪ス」というように、分家の高松藩主松平頼起の襲封の祝いの席に、重賢も招かれ、同席している。翌五年、重賢は世を去った。晩年の重賢に治保は私淑し、交際を深めていたことがわかる。

十九世紀初頭の段階で、全国諸藩の政策モデルとされた藩は、細川重賢の熊本藩と上杉治憲の米沢藩であったことは、すでに述べた。十八世紀末には、熊本藩が政策モデル藩であったが、一代代おくれ、米沢藩がこれに加わった。水戸藩主の治保も、この二藩を政策モデルとしてとらえるこの時期の政治思想の枠組みのなかにいた。(31)

治保は常日頃から、熊本藩と米沢藩に強い関心を抱いており、熊本藩の質素儉約の士風や、米沢藩主の人格の傑出したさまについて、側近の大橋順正に語って聞かせていた。

一、順正、御前に在ける時、公仰せけるハ肥後熊本にては熨斗目と云物を数多あり。何事も木綿服にて相濟事之由、聞及候。扱々、質素の事也。必竟、遠国故、風俗も移らざる事と見へたり、と仰ける。

一、順正、或時、御物語の節、申上けるハ、故上杉殿には別段の人物ニ御座候由、承及び候、と申上けるに、公仰けるハ、是ハ格別の人才也。我等、若き時、度々出会せし事あり。当上杉十八歳故、故上杉三十六歳之節、隠居せし也。我等と同年くらいにも可有之事也。然るに、家老の序に出座して、国政専一他事なく行届事く事也。東国の産物等、追々出来せしハ、皆、彼上杉が世風之由、聞及べり、と仰ける。⁽³²⁾

治保が熊本・米沢の二藩に高い関心をもち、政策上の模範としていたことがわかる。熊本藩については「扱々、質素の事也」とその質素な士風についてふれ、米沢藩については藩主上杉治憲の傑出した統治能力を賞賛している。細川重賢が治保にとって、親子ほど年齢のはなれた人物であったのに対し、上杉治憲は治保と同年齢であ

った。「我等、若き時、度々出会せし事あり」というように、治保は治憲と直接の交際があった。治保にとって、上杉治憲は同年齢ながら「格別の人才」であり、通常は、家老が執りしきる国政の場に出席して、政治を行き届かせ、国産品の産出に成功した点を、特に高く評価していた。

領国の農村荒廃に直面したとき、治保の脳裏にまずあったのは、細川重賢の宝曆明和改革であり、ついで、上杉治憲の国政であった。「水戸市史」は「水戸のこのたびの郡制改革は堀の仕法をまねたふしがある」と表現しているが、寛政十一（二七九）年にはじまる水戸藩の改革は、熊本藩を「まねたふしがある」のではない。次章で詳しく述べるが、意識してはつきりと、熊本藩を模倣したのである。

このように、近世大名は他藩をみながら自藩を考えていた。あるいは、幕政の改革のさまをみながら自藩を考えていた。この点は留意しておかねばならない。十九世紀以降、藩政が財政面で行き詰まりをみせ、対外危機が高まるなかで、その傾向は一層強くなっていた。幕藩体制下では、諸大名は参勤交代で江戸に集められた。そのため、大名は江戸で互いの政策情報を交換しあう場をもつことになった。他藩でとられた改革政策が成功事例とみなされるや、全国諸藩で模倣される傾向が、とくに強まっていたことを指摘しておきたい。寛政期以降、藩学校の設置・徒刑（懲役刑）の採用・裁判制

度の整備・農村支配機構の強化など「類似」した政策が、全国諸藩で採用されているようにみえるが、これは決して類似などではない。伝播である。熊本藩や米沢藩、幕府の寛政改革など、特定の政策モデルが存在し、それが伝播していったものに他ならない。

2、水戸藩農政の問題点

寛政十一（一七九九）年にはじまる水戸藩の改革が、熊本藩・細川重賢の宝暦明和改革の影響を強くうけていたことは、この改革に対する水戸藩士たちの叙述から、うかがい知ることができる。水戸藩の農政改革の要点を確認するために、高倉胤明の記述にもどらう。

一 田見御殿の地に、寛政十一年末、中山備前守殿裁判にて、御郡奉行自分屋敷に、役所をかまへ来りしを、此所に被引。此先き五代官〔寛政十一己未中秋〕を御潰し、御郡すじ一致せられ（中略）都て此節御郡方の旧政を被改。寛政十二申年、四郡之内、南領と部垂近在の内を分け、紅葉組・八田組と号し、新たに二郡を増し、六郡とし、享和元酉の季冬、又、六郡を分けて十一郡と被成。其節、浜田組・常葉組のみ、此地に被置て、残る九郡は郷居と相成。浜田組御郡奉行は太田藤左衛門、常葉組は長尾左太夫、紅葉組小宮山次郎左衛門、八田組高野文助（以下略す）件之通、陣屋を構へ、郷居となる。是、今案るに、

高野文助が方寸の胸より出でたる成べし。此度の制令、肥後の細川家にて、堀平太左衛門が計らひし所の端し端しにて、行末の治法、この国の治りかた、何とも無覚束ぞ思はる。³³⁾

寛政十一年から始まった水戸藩の郡制改革の眼目は、大きくわけて、三つあった。

第一には、代官を廃止し、郡奉行に全権をあたえて、郡政の責任者とした。「五代官（寛政十一己未中秋）を御潰し、御郡すじ一致」とあるように、従来、年貢収納（所務方）は代官、一般政務（政事方）は郡奉行として、二元的に郡方行政を行っていたものを代官を廃止し、新しい郡奉行に統一したことである。年貢の徴収と農民の「撫育」を別々に行っていたのでは、農民経営を守り育てながら年貢収入の回復をはかる方策が立たない。この代官の廃止によって、郡方行政の責任が郡奉行に一元化された。

第二には、行政区画を四つから十一に小分けにし、郡奉行を四から十一に増員した。「寛政十二申年、四郡」であったものを六郡に分け、さらに「享和元酉の季冬、又、六郡を分けて十一郡」にした。これによって、きめのこまかな「国民撫育」を可能にした。

第三には、郡奉行所を建設し、郡奉行を農村に移住させた。それまで、水戸藩には郡奉行所はなかった。郡奉行は常設の庁舎をもつておらず、「御郡奉行自分屋敷に、役所をかまへ来りし」というよ

うに、自邸を役所に転用していた。これを改め、常設の郡奉行所を建設した。そして、城下直近の二郡以外の「九郡は郷居と相成」というように、九つの郡では、郡内に陣屋（郡奉行所）を建設し、郡奉行を移住させた。郡奉行を農村部に立ち入らせ、現地で新農政にあたらせた。

これらの施策は、直接的には、治保が元太田村医者・高野文助（世龍）の建言を採用するかたちで実施したものであったが、この制度は元をただせば、「此度の制令、肥後の細川家にて、堀平太左衛門が計らひし所」というように、肥後細川家で堀平太左衛門（勝名）がとつた農村統治制度を水戸藩に導入したものであった。藩主治保は、細川重賢を敬愛し、交際を重ねるばかりでなく、重賢が熊本領内டுத்தいた統治制度の導入をはかったのである。

つまり、寛政十一年に改革を開始するまでの、水戸藩の農政には問題点があった。すなわち、水戸藩では、三十五万石の大領をもつにもかかわらず、郡奉行はわずか四人であり、しかも、その郡奉行はすべて城下に居住しており、農村の実情を把握しきれていなかった。これでは「国民撫育」が行き届くはずはなかった。斉昭の初政、文政十三（一八三〇）年になって水戸藩士・落合照直が書いた建白書は、この問題点を指摘している。落合は、文公（治保）が、十一郡制をとり、郡奉行を増員して、陣屋を建て、農村に移住させたことは「尤^{もつと}」であるとしている。高倉胤明は、熊本藩の影響をうけ

て、水戸藩が十一郡制と郡奉行を農村に移住させる政策をとつたことに批判的であつたが、落合は、この政策導入を賞賛している。また、この建白書は、さらに熊本藩から徒刑（懲役刑）制度を導入すべき、と主張している点でも注目される。

一、御郡奉行・御代官之義、旧来之如ク、四郡五代官、五郡六代官、可然と申説を唱候者も有之候へども、私共愚案仕候ニ、右は威義二公様御旧制ニ御座候得ども、世変り、時異なり候ニ付、文公様御代、深キ尊慮ヲ以、郷宅勤ニ被仰付、其節ハ御陣屋十一ヶ所ニて、御代官を御除キ御郡方兼職ニ罷成候義、御尤之御義と奉存候、御郡奉行と申候ハ、古の県令・郡宰と申様なる役ニて、郡県之治を司り候職ニ候得ハ、便利宜キ郡村に役所を立、支配不仕候てハ、民間の利害も不相知、郷村之取しまり、行届キ兼可申奉存候、御城下ニ住居仕候てハ、手代之往来、且、遠村道中、滞留も有之候へバ、人馬も多ク相掛り、村の費も有之、庄や組頭御城下迄、度々、罷出候てハ、遠路其物入も相懸り、旁以、便利不宣、諸大名之國ニても、郡奉行城下居住と申義ハ無之義ト承申候、況や、三十万石已上ハ國郡も広ク有之候間、中々以、城下より及越ニ支配仕候てハ、決て行届キ不申候、依てハ、先年之通、十一ヶ所ニ被遊、ハ文学有、廉潔なる者を御撰被遊、ハ扱下・配下、手代之陟存、郡方之義、委任被遊候

て、贓罪を犯候義も無之、公事掛合速ニ裁断相濟、勸農之義行届可申奉存候

(中略)

一、御法度を背候もの、手鎖・閉戸等にてハ懲候気色も不相見、内証にてハ鎖をはづし居、村私・追放忤仕候得バ、大切之人別を御耗し被遊候斗にて、却て他村へ浪人仕、やはり未業極手を事と仕、民間の禍に罷成候間(中略)大小屋を拵置、犯罪之者有之次第、押込置、繩むしろ・馬沓・草履之類を造らせ、是を売て飯米を仕、月に幾日と日を定め、沼堀さらい・川除・橋堤等之御普請、其外、夫役繋ギ事有之候節召使ひ、一年とか二年とか相定、旧里へ御帰、元の百姓ニ被遊候へバ、其身之恥を悔且ハ良民之夫役を助ケ、旁宜義と奉存候、此法、肥後の熊本にて行候節行届候と承及申候、何卒、御物入も無之、却て人別を不減、夫役を助け、御益ニ罷成候御仕法ニ御座候間、克々御判談之上、可被仰付候様仕度、奉存候³⁴⁾

この建白書の主張が、熊本藩の政策的影響をつよく受けていることがよくわかる。「諸大名之国ニても、郡奉行城下居住と申義ハ無之義ト承申候、況や、三十万石已上八国郡も広ク有之候間、中々以城下より及越ニ支配仕候てハ、決て行届キ不申候」というように、他藩を引き合いに出しながら、水戸藩がとっていた郡奉行の城下居

住制の異常さと、その弊害を説き、さらには、徒刑の採用を建言している。この法は熊本藩で実施され成功したと聞いている、という論理で、新藩主斉昭を説得しようとしている点が興味深い。

このように十九世紀初頭の水戸藩では、藩主治保のみならず、水戸藩士のなかにも、熊本藩の政策の思想的影響がみられる。熊本藩の宝暦改革の思想が、どのようなかたちで、藩内に影響を与えたのかの考察が必要になってくる。

二、改革テキストとしての『肥後物語』

実は「政策モデル藩」となった熊本藩については、はじめに述べたように、その改革内容を全国諸藩に伝えた「改革テキスト」とでもいへべき書物が存在していた。その代表が亀井南冥『肥後物語』である。³⁵⁾熊本藩宝暦改革に感銘をうけた福岡藩儒・亀井南冥が、その政策内容を藩主黒田治之の参考に供するために著したものであり、天明元(一七八一)年の序文がある。この書物によって、全国の大名たちに熊本藩の改革手法が知られることになり、細川重賢の名声が高まった。『肥後物語』の水戸藩への導入については、今後の書誌学的検討をまたねばならないが、現存する写本の状況から、天保期にかけて、水戸藩関係者によって相当数が写され学習されていたことが知られる。³⁶⁾この『肥後物語』を松平定信が入手する経緯については研究があり、³⁷⁾定信は寛政二(一七九〇)年正月以前に出

入りの医師・目黒道琢から、この書物を得ていたことが知られる。十八世紀末には、定信政権下の諸侯に知られていたとみるべきであろう。

1、『肥後物語』の政策プログラム

『肥後物語』の提示する政策プログラムは、どのようなものであろうか。この書物は全体で二十七か条の多岐におよぶ。水戸藩政と関連する農村統治の手法について、その要点を説明すれば、次のようになる。

まず第一に、熊本藩五十四万石（表高）の農村統治は、行政区分が細かかった。郡代（他藩の郡奉行）が二十八人もいて、しかも農村各郡に「郡の役所」が建設され、郡代が移住して在勤していた。これが水戸藩の郡制改革の政策モデルになった。亀井南冥は、熊本藩の農村統治を次のように述べる。

肥後田舎の治め行届くべしと存ずるは、一郡に郡代を兩人たて、郡内に郡代屋敷をかまへ、一人は郡の屋鋪に出張り、郎（郡カ）内の事一切聞届け、一人は城下に居て聞つき兩人交代にて勤む。其上役は郡方奉行なり、是は十四郡の郡代二十八人を手につけ一切の事を承る、しかのみならず公事訴訟あれば、刑法方に渡して此方の世話にならぬ事なれば、郡役人は郡内の政教

のみを常に心懸るなり、然れば郡内広きことながら、万端かくれ無く政教も行届く筈なり、左なくて、役人城下に居て、荘屋共が申出る事許り取捌き、其上公事訴訟までも聞届れば、中々手の届かぬ事なるべし。³⁸⁾

熊本藩の農政が「田舎の治め行届く」理由が明確に指摘されている。郡代が農村に移住して、郡代屋敷（他藩の陣屋）を構え、農村統治に「万端かくれ無く政教も行届く」ように、目を光らせているからであった。これこそが水戸藩にないものであった。前節で述べた水戸藩農政の問題点は、この熊本藩の郡代在郷制を導入することで解決できると、藩主治保や高野世龍が考えたのは、無理からぬことであった。

水戸藩は、この熊本藩の制度に学んで、郡奉行在郷制を入れたのであるが、ここで留意しておかねばならないことがある。なるほど、水戸藩は、熊本藩と同じく、小分けの行政区分を採用し、郡奉行も増員したのであるが、熊本藩と全く同じ制度にはしていない点である。

彼国は郡代一郡に二人づゝありて、一人は郡の役所につめ、一人は城下に居て互に万事を聞続て相勤む、其役頭は六奉行の内にて郡方奉行とて一人あり、されば、十四郡に二十八人これあ

る役人にて軽き役人なれど、郡を其人に任せられたれば、其人の了簡次第に治めることゝ見へて、理に叶ひたることは、上役の手にも及ばぬ模様にて、尤然るべきことなりとて感じ入りしなり。³⁹⁾

というように、熊本藩では「二人郡代制」をとっていた。全領を十四郡に分け、一郡に二人ずつ、合計二十八人の郡代を置いて、行政にあたらせていた。二人の郡代のうち、「一人は郡の役所につめ、一人は城下に居て、互に万事を聞統て相勤む」という非常に特徴的な統治形態をとっていた。

しかし、水戸藩は、この制度を導入しなかった。水戸藩では二人郡奉行制を採用するかわりに、十一郡のうち二郡の役所を城下に置き、この城下二郡の郡奉行を城下に駐在させて現地と調整取り次ぎを行う役割をゆだねた。すなわち、城下二郡の郡奉行が、在郷九郡の郡奉行と相互にやりとりして、藩上層部との聞きつきなどを行い、行政をすすめる方式がとられた。二人郡奉行制を採用しようとするば、四人から一挙に二十二人に郡奉行を増やさねばならない。⁴⁰⁾二人郡奉行制は、水戸藩の藩情に直ちに適合するものではなかったからである。

他にも、水戸藩が熊本藩から導入しなかった制度がある。裁判処理の制度であった。熊本藩では改革のなかで「行政と司法」の分離

が行われた。一般に、幕藩制下では、郡方（農村）で事件訴訟が起されれば、郡奉行の役所がその裁判処理にあたったが、熊本藩では、郡役所に裁判をさせない制度に変えていた。刑法方という司法専門の部署を設け、公事訴訟はすべて熊本城下の「刑法方」に直送し、そこで審理する制度にしていた。郡役所では、手代などの郡方役人と農民との癒着がおきて、裁判の不正が行われたから、これを防止する目的があった。また「公事訴訟あれば、刑法方に渡して、此方（郡の役所）の世話にならぬ事なれば、郡役人は郡内の政教のみを常に心懸るなり。然れば、郡内広きことながら、万端かくれ無く政教も行届く」というように、郡役所を煩雑きわまる司法業務から解放して、行政業務に専念させ、農民への撫育・教導を行き届かせる効果もあった。

水戸藩でも、農村統治における「行政と司法の分離」が検討されたが、具現化はしなかった。その経緯については次章で述べるが、熊本藩の制度がモデルとなって水戸藩に移植される場合、藩情にあわせて、変形された形で導入がなされている点はおさえておきたい。さらにいえば、熊本藩で行われた徒刑制度についても、この寛政改革の時点では導入が検討された形跡がない。『肥後物語』で語られる熊本藩の制度のうち、水戸藩に移植されたものと、移植されなかったものを、見ておく必要がある。

2、郡奉行在郷制と育子政策

ただ、改革テキスト『肥後物語』の政策プログラムと、水戸藩で現実に行われた改革の内容を引き比べてみれば、水戸藩の寛政改革には、やはり、熊本藩の政策的影響がみられる。水戸藩の政策担当者、熊本藩の制度に期待した事情についても考えておかねばなるまい。

藩政改革は、藩がその時に直面していた緊要な政策課題と深くかわる形で展開する。水戸藩にとつての緊要な政策課題は、いうまでもなく、年貢収入を先細りにさせる領内人口の減少と荒地の増加であった。ただ、これを解決するため、治保が重視した政策が、第一に墮胎・間引きの防止をはかる「育子」であり、第二が風俗矯正としての「博奕禁制」であり、多分に道徳的教諭を中心にする特徴をもっていた点は、おさえておく必要がある。治保はたびたび自筆でもって郡奉行に農政の要点を示しているが「百姓方撫育、風俗取締の儀は、国政の第一に有之候」(寛政三年壬子五月郡奉行へ被下候御筆)⁽⁴⁾ といい、墮胎・間引きを止めるよう農民に教諭しつづけるのは、彼の終始変わらぬ政治スタイルであった。

『肥後物語』は、熊本藩がその独特な農政システムで「捨子と博奕」を大幅に減らすことに成功していると書き立て、「政教」の行き届いている証左としていた。このことは、治保ら水戸藩政策担当者にとつて注目すべき政治情報であり、熊本藩の農政システムを一

層魅力的なものにしていた。『肥後物語』は、熊本藩が捨子の防止に成功した様子を、次のように紹介している。

捨子の御仕法はいかがなりや、と問ければ、何某答へて、捨子・捨馬致したる者は死罪なり、と申す法にて、甚、嚴重なる事ゆゑ、只今にては決て捨る者はなし。なるほど隠密に捨る者ありて顕はれねば仕形なけれども、少にても手掛りあれば決て見のがしせず、詮議をとげて、死罪に行はるるとなり。(中略) 此通りきびしき事なれば、当時にては、一人も犯す者はなくなりし、と物語しけるを、郡奉行手付の者に、右の荘屋咄して、郡奉行津田源次郎某に物語せり。いかさま法を立んとせば、ケ様に手緊くありたきものなり。ケ様に手緊くありては、縮まらぬと云事あるまじきなり。夫とても、田舎の事は郡代居住して詮議するゆゑ、万事隠家なく知れたるものなり。⁽⁵⁾

熊本藩で捨子・捨馬がなくなった理由が明快に書かれている。郡奉行(郡代)在郷制のためであった。「田舎の事は郡代居住して詮議するゆゑ」というように、熊本藩では郡代たちが農村に居住して詮議を徹底しているからであった。このように、郡奉行在郷制は、育子政策を成功させる特効薬としての面をもっていた。博奕についても同じであった。天下一統、博奕は禁止されたが、どこでもその

禁令は徹底されていなかった。しかし、『肥後物語』は、証拠を挙げつつ、熊本藩では博奕禁制が行き届いていると書く。

彼国に博奕とりあつかふ者なきよし、兼て承りけれども、此事は天下一統の御法度にて、何方にても禁制する事なれど、すきと止むと云こと、甚、稀なり。彼国も沙汰の通りならん、と信疑相半せしに、彼地の儒者伊形正助と申人の物語を聞て、余程、禁制の行届きたりと云ことを知りぬ。⁽⁴³⁾

郡奉行在郷制は、農村の取り締まりに効果が大きい。それが『肥後物語』の主張であった。郡奉行を農村に移住させ、現地で行政を行えば、法令の徹底や風俗矯正が可能であるという。熊本藩の宝暦明和改革に学ばばよい。そのようなイメージが『肥後物語』など、さまざまな「改革テキスト」によって、天明から寛政期にかけて、全国諸藩に流布していった。⁽⁴⁴⁾『肥後物語』の熊本藩政の姿は、あくまでも書物のなかの理想型であり、現実の熊本藩政とのあいだには、当然、差異がある。⁽⁴⁵⁾

しかし、改革テキストとしての『肥後物語』などによって、全国的に、熊本藩政の理想型が伝わり、このイメージが諸藩に政策的影響を及ぼすようになった。『肥後物語』が語る熊本藩の姿を信じ、自藩でもその政策を採り入れて、藩政改革を行う動きが活発化した。

すでに『肥後物語』が書かれる前から、その兆候はあった。他藩の政策を自藩に導入することを、近世社会では「法を取る」といったが、まさに法を取る動きがみられたのである。

諸国より法を取に来る事(中略)某申しけるは、貴国の文政は、水戸黄門公・備前芳烈公以来、たぐひまれなる盛なる治化、感じ奉る事なるに、当時、諸国の政事、何方も行届ぬ事のみ見ゆれば、其国君・大夫の面々、残念に存ぜられば、貴邦の政法を承りたきはず(中略)是頃、二諸侯より法を取に参りしなり。

一つは相良侯、学校を思召立て、其国家老何某をひそかにつかわされ、私(敷茂次郎)宅に四日滞留致し、其国相応の仕形を得と吟味せられ、帰られしなり。一つは肥前蓮池侯の儒者一人、祐筆体の人同伴にて参り、政事の心得を問ひ、是も私宅に五六日滞留して、大略の事は吟味をとげ帰し、其国家老松枝善右衛門指図して熊本につかはしたるよしなり。(中略)其後、薩摩よりは、赤崎源助といへる老儒者を、太守の命にて熊本に遊学させ、三年余も滞留して、善政を聞出し次第に、山田司といへる薩州用人の許に申つかはすよし。⁽⁴⁶⁾

熊本藩の改革は、まさに政策モデルとして、諸藩に伝播していった。まず最初に採り入れ始めたのは、近隣諸藩であった。「諸国よ

り法を取に来る」というように、人吉藩・蓮池藩・薩摩藩が、人を派遣して、熊本藩の制度を研究した。『肥後物語』の著者、亀井南冥も、その一人であった。『肥後物語』が流布する以前、明和安永期には、九州・中国筋などの諸藩が中心であったが、天明期にはいつて『肥後物語』が書かれると、この動きは全国に波及し、諸藩の藩士や儒者のなかには、藩主に熊本藩に範をとった改革を建言する者が増えた。諸大名のなかには、熊本藩を政策モデルとして、自藩の改革をすすめようとするものが出てきた。その結果、岡山藩・秋田藩など、数え切れないほどの藩に「寛政改革」が出現するに至った⁽⁴⁾が、水戸藩主であった治保も、その一人であった。育子・博奕禁令を行き届かせるためにも、熊本藩と同様の農村統治機構を導入する必要性を感じ、郡奉行在郷制の採用を決断する政治選択がなされたとみられる。

三、郡奉行在郷制の導入過程

では、水戸藩において、熊本藩型の農村統治機構Ⅱ郡奉行在郷制の導入は、いかなる手順でなされたのであろうか。治保は、自筆を下して、安永期から寛政初年に至るまで、農政建て直しについての教諭を繰り返しているが、農村統治機構の抜本改革に取り組んだのは、晩年になってからのことであった。治保に、郡奉行在郷制の導入を決意させた直接的契機は、いずれも寛政十一（二七九九）年に

書かれた高野世龍『富強六略』と鶴見九臯『鶴見九臯遺策』（立原翠軒浄書）の二つの建白書にみられる思想が登場してきたことであった。

寛政十一年夏ごろから、治保は農政の抜本改革を断行することを決し、自身が、水戸に乗り込んで、この改革を陣頭指揮するつもりであったが、財政的な事情もあって、藩主のお国入りは取り止められた。そのかわりに実弟にあたる中山備前守を水戸に送り込んだのである。

1、郡奉行所建設と在郷制

まず、藩士に建白書の提出を命じ、意見徴集をはかり、改革原案を練り上げる方法がとられた。寛政十一年の秋にかけて集められた藩士建白書のなかで、改革原案として採用されたのは『肥後物語』の影響を強くうけた二つの建白書であった。

第一が、「鶴見九臯遺策」であった。鶴見の建白書は、冒頭から、熊本藩の「刑法方」をまねた「公事方奉行」を設置し、行政と司法の分離を断行するよう訴えており、『肥後物語』の影響を強くうけた内容であった。訴訟は「史館（彰考館）へ相廻し、学者の評論にかけ、其上にて上裁を仰ぎ候はば、偏頗の患相止可申候。如此に候へば、郡奉行・手代共も、よほど閑暇を得、本務の方に精入候」というように、史館の学者に訴訟審理を行わせるという内容を含んで

いたが、これは採用されなかった。採用されたのは、郡奉行所の建設であった。鶴見は、熊本藩のように、郡奉行所を農村に建設し郡奉行を移住させよ、とまでは、書いていなかったが、郡奉行所の庁舎がなく、郡奉行が自邸で執務している現状を問題視し、郡奉行所の建設を献言していた。

一 公事方奉行御立可然候事

是迄は公事訴訟、御郡方にて取扱の処、手代共心得不足、賄賂に依て、理非曲直をも正さずして、奸計の事共多く聞へ申候。

(中略) 訴訟の事、大抵は対決にてよろしく御座候。訴人口上にて申述兼候ものは、書付にて回答為仕、両方訴の次第、奉行并下役にてよくよく評議の上、善悪分明にても、史館へ相廻し、学者の評論にかけ、其上にて上裁を仰ぎ候はば、偏頗の患相止可申候。如此に候へば、郡奉行・手代共も、よほど閑暇を得、本務の方に精入候様に可相成候。

一 御郡御代官御役屋敷御定可被成候事

両(一郡奉行・代官)役所共に近来御用多罷成候間村役人共度々呼出罷出候ても往來の費遠近の村により異同も御座候、右一役所にて用済候て罷歸候ても、又一役所より配符來候符來候へば、今日罷歸、明日又御城下へ出候様に成候、右の通御定被成候へば一役所へ参候ても、隣の役所へも立より御用も被成

と伺候様に成候はゞ、すべて費を省、便利に御座候、両役所共に記録等仕舞候ため土蔵御立可被遣候事

一 御郡奉行手代の事

奉行は大切の御役、人材御撰勿論の事に御座候。手代も右同様の儀に御座候間奉行へ被二仰付、材器に因候て三段に御分け夫々に被二仰付一度候。三段は一には御政事方、二には土地方毛見木植立等、三には普請方と定申度候⁽⁸⁾

この建白書は、熊本藩型の「郡奉行在郷制」までは訴えていない。しかし、水戸藩では、立原翠軒の手から出されたこの建白書をきわめて重くみたようである。「文公強記にましまして、一度、見聞遊ばされたることは必御覚あり(中略)寛政中にや、史館總裁三人え、御政事の内、品により御聞せあるべき、とのことにて、各別に神文を命ぜられき⁽⁹⁾」というように、治保は、立原翠軒ら史館總裁三人に、政治向きの意見上申を命じていた。

この建白書の通りに、城下田見小路に郡奉行所が建設された。そのうえ、鶴見の主張に沿って、郡奉行所のなかに専門部署を設け、管轄や分担をはっきりさせる機構改革を行った。鶴見は、郡奉行所の手代の職務を、政事方・土地方・普請方の三課に分ける案を示していたが、これを一部取り入れ、郡奉行所のなかに、政事方・所務方の二課を設けて、それぞれに手代を分属させ、執務させることと

したのである。鶴見の建白にあった「政事方」という名称は、のちに「郡方」に改められたが、郡奉行所の建設当初はその名称を用いていた。⁵⁰⁾

このように、郡奉行・代官の恒常的な行政庁舎「御役屋敷」が建設されたことは、きわめて重要な意味をもっていた。従来、郡奉行・代官の私宅が役所に転用されていたが、このとき水戸藩では、はじめて恒常的公共施設としての郡奉行所が建てられ、郡奉行執務空間の公私の分離がなされたのである。とりわけ、注目すべきは、このとき公文書を保管する「土蔵」の設置が提言され、実現した点である。⁵¹⁾

これまでも、宗門人別帳など、領民情報の収集はなされてきたが、多分に儀礼的な扱いであり、収集した領民情報を行政上に活用する発想に乏しかった。水戸藩では、このとき公的な行政資料として、保管が義務付けられる「公文書」が本格的に成立した。つまり、行政官の執務空間が公私分離され、行政情報としての公文書の組織的な保管と活用がはじまった。小宮山昌秀の紅葉郡奉行所の記録に記されているように、郡奉行所では、御用留はもちろん御用諸帳面・金銭出入帳・諸目録・穿鑿口書など公文書の管理が厳密化されていたのである。⁵²⁾

さらには、郡奉行所のみならず、規則で規定された手代の職域分担が定められた点も重要であろう。水戸藩では、改革モデルとなった

熊本藩のように、公事訴訟の専門部署を設けて、裁判は専らそこで行う「行政と司法の分離」こそなかったが、郡奉行所の内部に専門部署の成立がみられた。熊本藩の政策的影響をうけた「寛政改革」のなかで、行政の効率性・利便性が追求され、藩行政の官僚制化が進んでいることがうかがえる。

治保に「郡奉行在郷制の導入」を最初に献言したのは、高野世龍であった。高野は、太田村の医師・学者であったが、全国を行脚して見聞がひろく、治保はたびたび、この高野を召し寄せていた。高野は治保に『富強六略』を献じ、水戸藩の郡奉行が城下に居住している現状を強く批判した。

只今之郡奉行は異国之畧令、吾朝之郡司と申様成役人に候間、都下に住居仕候事不相応之儀と奉_レ存候、専ら郡畧之をさめをつかさどり候職故、やはり便宜よき村方に役所を構へ、手代共も同居仕候得ば、郷村の利害、年穀之豊凶も居ながら察せられ、手代元_レ等に至る迄、近村之往来には人馬を費候に不及、其上滞留之日数も減少いたし候間、村さし銭かゝり少く、庄屋組頭共は御城下往来之物入を省き、猶又郷村之取しまり万事行届、役を省之一策に可_レ有_レ之候、既に小川運送奉行海老沢津役奉行等は各其土地に住居被_二仰付_一候。纔か運送津役等之小事をさへ、其土地に住居不_レ仕候ては行届兼申候。況や日用御政務

之大役所郷村を遠ざけ居候事如何敷奉_レ存候_〃⁽⁵³⁾

高野は、郡奉行在郷制をとる利点を二つあげている。第一に、郡奉行が農村にいれば、郷村の状況がすぐにわかり、「郷村之取しまり、万事行届」く。第二に、奉行所が農村にあれば、庄屋組頭が公_レ用で遠く城下まで出る必要がなくなり、その費用が省ける、というものであった。明らかに、農村の取締りを徹底させる意図をもって、郡奉行の農村への移住が提言されたことがわかる。

2、治保の農政思想

治保は、この高野の献策を用いた。そのときの治保の心情について、小宮山昌秀は「郡奉行御城下に住居して、常に民間の疾苦を見ざれば、民を憐む心も自ら薄かるべし、との思召にもあらせられしや_〃」と推測している。治保としては、郡奉行を農村においてその現状を把握させる意図もあつたであろう。

ただ、治保が「郡奉行在郷制」という熊本藩型の農政システムを導入しようとした理由は、それだけではなかった。その理由については、治保本人が語った貴重な史料が残されている。「享和二年壬戌三月、岡野庄五郎・岡山次郎兵衛、御郡奉行被仰付候 上意」という一文が、「徳潤遺事増補」のなかにある。岡野庄五郎・岡山次郎兵衛を、郡奉行として農村に送り込むにあたり、自分の「主意」

を、この二人に言い聞かせたものである。治保の農政思想がうかがえる史料であり、長文ながら引用する。

「其方共、此度、郡奉行申付候に付、我等主意の趣、論判すべきと、今日呼出候事に候。領中の事、其方共も、只今迄は預らぬ事に候え、段々承知も可有之候。兼々色々、世話をやき候え共、累年百姓衰微に及び、次第に人別も減じ、随て荒地手余り出来候事。実に水の漏が如くに候。然る所、総て近來の風は、役人共、上の益と申て、聚斂付益の術をなし、或は目前の工夫を用ひ、利口に取廻候事を専一に致し、本を棄候て、末を治め候事、甚不_レ宜事に候。国の益といふは左には非ず。国の本は民也。其民をよく治め、国をかたくするこそ誠の国の益也。易にも損益の卦あり。損上而、益下と云事、専用_レに候。左候とて、百姓の方を新にゆるめ、上へ損を付候様にと_レいうふには無_レ之。此心得にて、くるしめざる様治め候え、急に上の益は見へずとも、本さへ堅固に成候へば、自然と益付候事、必然の真理にて、唐の太宗侍臣に謂て曰、「君たるの道、必、百姓を存すべし。もし百姓を損じて、以て、其身をなせば、股を割て腹に啖_ルが如く、腹満て身斃ると_レいうふことに候（後略）近年は、暮方格外成る儉約に候え共、一体、古昔と違ひ、藏人も段々と減候事故、如何程に手元をつめ候ても、行届ざる事、勿論に候。尤、

先々郡奉行共、勤方等閑成故に、如此、成行候と云には無之、
一体の風義不直、是迄は、我等政事向の事、総て年寄共へ任置、
年寄共は郡奉行へ任せ、郡奉行は手代へ任せ候様に、相互下へ
計任候旧弊に候。乍去、是は誰が咎もなし。皆、我等一人に帰
する也。尤、郡奉行の内にも、其方祖父銀次郎・故久方忠衛
門・故皆川弥六杯は、年来の巧者にて、出精相勤候え共、其節
四郡にて扱下も手広に候えば、行届兼候事に可有之候。夫故に
色々と郷村向之事、工夫を画し、此度、郡中小割にして、陣屋
を建、其地に落付候て、風土に随ひ、撫育教導を以、治候て、
如何様にも行ひ届かざる事ハあるまじと被思召。且、庄五郎事
は側向の勤にて役筋も不動事故、心痛も可有之候。猶更、遠方
へ引移候事、迷惑に可存候得共、此度之儀は、我等一人への忠
義計には無之候。実に国への忠義。治世におひては、無此上忠
義に候間、大義ながら相勤候様可致候。尤、治方の儀は土地の
風土にもより候えば、決て一円には不相成候事に可有之候。其
所は面々工夫を以、寛にして治めんと思はば寛にして、急にし
て治めんと思はば急にして治むべし。必々、領中一円にせんと
泥む事有べからず。尚又、我等咄候所は畳の上の水練にて、万
分の一も用になる事は有まじ。各、其場所に臨みて、然く工夫
も出来候事は可有之候間、我等申たる所にて泥ぬ様にすべきな
り」⁽⁵⁵⁾

文章全体から、治保の、水戸藩主としての、強い焦燥感がうかがえる。治保にとって問題であったのは、人口減少と荒地増大に歯止めがかからないことであった。農民の「撫育」のため、救恤の金穀を注入しても、まったく効果があがらない。彼自身が「水の漏が如くに候」と語るように、手詰まり状況にあった。治保が「郡奉行在郷制」の導入を許したのは、この事態を打開するための最後の手段であった。

また、治保は、百姓を治めるにあたっては、その発想に注意せよ、と訴えている。すなわち、領主的利益（上の益）だけを考えて、年貢徴収主義の発想のみで、農政をやってはならないとし、短期的な領主的利益より大きな「国の益」の視点に立つて、百姓への「撫育教導」を行えと教諭している。「国の本」である「民」を「堅固」にしていけば、「急に上の益は見へずとも、本さへ堅固に成候へば、自然と益付候」と、おのずと領主的利益が達成されてくる、というのが、彼の経済思想であった。国の益と上の益（領主的利益）の同一視を戒め、国益とは「民をよく治め、国をかたくする」こととしている点は、経済思想としてきわめて興味深い。⁽⁵⁶⁾

さらに、この文章のなかで、治保は、水戸藩の農政がこれまでうまくいかなかった理由を自ら分析している。この点は、とくに注目される。治保は「旧弊」として、二つを挙げる。一つは「我等政事

向の事、総て年寄共へ任置、年寄共は郡奉行へ任せ、郡奉行は手代へ任せ候様に、相互下へ計任候」という無責任体制の存在であった。藩政は、藩主が家老に任せ、家老は郡奉行に任せ、郡奉行は手代に任せており、この下役への委任が繰り返されるなかで、責任の所在が不明確になっていた。もう一つは、「四郡にて扱下も手広に候えば、行届兼候」というように、郡奉行の管区（扱下）が手広すぎたということである。郡奉行に「年来の巧者」がいて「出精相勤」めたとしても、四人で水戸藩三十五万石の農政を扱うのであれば、行き届かないのは当然であった。

それゆえ、治保は「郷村向之事、工夫を画し」、抜本改革を断行することにしたのである。すなわち、「郡中小割にして、陣屋を建、其地に落付候て、風土に随ひ、撫育教導を以、治候て、如何様にも行ひ届かざる事ハあるまじ」というように、「郡中小割」（郡奉行の増員）と「郡奉行在郷制」（陣屋制）を採用することを決断したのである。水戸藩の農政については、①業務範囲の適正化、②現場への権限委譲、③責任の明確化がもたれていたためであり、治保はこの点を考えて、高野世龍が『富強六略』で紹介した熊本藩型の農政システムを採用することにしたのである。すなわち、郡奉行を増員して、管区を小分けにして、現地に赴任させることとし、郡奉行に全権を持たせて行政責任を明確にする体制をつくった。

右の治保の「主意」のなかには「郡奉行を在郷させたうえで、治

保が何をさせようとしていたのか」も明確に示されている。それは「風土に随ひ、撫育教導を以、治候」ということであった。熊本藩では、郡代を郡政の責任者とし「十四郡に二十八人これある役人にて、軽き役人なれど、郡を其人に任せられたれば、其人の了簡次第に治める」というように、現場に大幅な権限委譲をしたうえで、その責任を明確にしていた。治保は、これと同じ統治方式をめざした。「治方の儀は土地の風土にもより候えば、決て一円には不相成候事に可有之候。其所は面々工夫を以、寛にして治めんと思はば寛にして、急にして治めんと思はば急にして治むべし」といい、やはり郡奉行の工夫と了簡次第で統治してよいとした。治保は、自分が話すところは「畳の上の水練」であるから万分の一も用いるな、とまでいって、郡奉行たちを任地に送り出した。

治保にとつて重要なのは現地で「撫育教導」が行き届くことであった。具体的には、「寛政三年五月郡奉行ニ賜ふ」のなかで述べているが、郡奉行が「一体の風義、厚く心を尽し、育子の事、荒地を切起し、用水を引候儀など、専ら心を付⁴⁷」けるといいうように、農村に入つて、農民を教諭し、風俗を矯正し、育子政策を徹底し、開発を行うことであった。そのため最終手段として、水戸藩は、当時、熊本藩で行われていた「郡中小割」と「郡奉行在郷制」を採用するに至つたのである。

おわりに

以上、みてきたように、水戸藩の寛政改革は熊本藩宝暦改革の政策的影響を強くうけていることがわかる。幕府（公儀）の寛政改革のなかで、「改革モデル藩」の政策プログラムが「改革テキスト」となって、全国諸藩に伝播する歴史過程が存在し、水戸藩の寛政改革も、この流れのなかで起きていたといつてよい。水戸藩で行われた郡奉行の増員や「郡奉行在郷制」は、改革モデル藩である熊本藩の政策が、「肥後物語」などの改革テキストを通じて、水戸藩に入ってきたものであった。この「郡奉行在郷制」の導入は、治める者と治められる者の関係に、いささか変更を迫るものであった点は、いま少し注目されてよい。従来の近世領主の支配は「兵農分離」のなかで、村を媒介とし、村の自治機能や庄屋を通じて、ゆるやかに統治するものであった。しかし、この改革以後、水戸藩では、郡奉行が農村に乗り込み、百姓戸別への直接管理の傾向をあからさまに強めている。

農民の側で「郡奉行在郷制」を軸とするこの寛政改革が、どのようにつけとめられたのかは、農民階層によって異なつたであろうが、少なくとも当初は村落上層には歓迎されないものであつたようである。山横目庄屋であつた関沢徳平は「人別減少や荒地田畠や年貢収入」の減少は「是ハ誠ニ天然之横合ニ而、人力之及所ニ無之候」と

いい「御陣屋相建、あまり御政令御微細ニ而は御不為之儀も可有御座哉」という理由でもつて「御陣屋程克御止メ、元へ御覆シ、御旧政ヲ以、御行被遊候方宜敷様奉存候事」と陣屋制の廃止を建白している。⁽⁵⁸⁾郡奉行が直接農村に乗り込んで「政令御微細」な統治を行うことは、彼ら村役人層にとっては、好ましいことではなかつたのである。事実、郡奉行在郷制下の水戸藩政は従前とは様変わりしている。一言でいえば、徹底した「撫育教導」がなされるようになった。たとえば、藩主治保が「育子」の直書を領民に下せば、郡奉行は「十五才より以上の男女・下男、歩行相成老人迄」をすべて一堂に召し集めて、その名前を帳面に記し、その主旨を領民に教諭するような徹底した「教導」がなされたのである。⁽⁵⁹⁾

このような新しい統治方式が、熊本藩などで胚胎し、寛政期に諸藩にひろがりつあつた。秋田藩などでも類似した変化がみられる。十九世紀の藩国家は、従前とは異なる国家に移行しつつあつた。君主が領民を積極的に「撫育」「教導」しはじめたことは、大きな意味をもつていた。従来は、兵農分離のもとで、近世領主の支配は一定度の在地への不介入を暗黙の前提とし、領主が発令した法度が農村で守られるかどうかは、村落の庄屋の裁量に任せられる部分が大きかつた。しかし、十九世紀の藩農政は、「撫育」「教導」をかかげ、村任せではなく、百姓の戸別の情報を直接把握する度合いを強めた。百姓の思想統制にも強い関心を抱くようになった。以前より強化さ

れた藩の官僚機構が、それを可能にしている。

水戸藩では、そのような動きがみられたのである。ただ、治保が導入した「郡奉行在郷制」は、斉昭の時代にいたって終焉をむかえる。藤田幽谷はこの制度に当初から批判的であり、寛政十一（一七九九）年に書かれた『勸農或問』で説いているように「経界を正す」領内総検地のほうが焦眉の急であると考えていた。子の藤田東湖もこの考えを受け継ぎ、立原翠軒・高野世龍・小宮山昌秀など立原派がすすめた郡制改革には異論を抱き、郡奉行在郷制を廃止し、郡奉行所（陣屋）を城下に引き上げる動きに出た。藤田東湖も「経界を正す」ことを主張し、その結果、天保検地が実施されたのである。従来、この天保検地は藤田派の思想のなかに生まれ、藩主斉昭がそれに応じたものという文脈で考えられ、水戸藩天保改革を代表的な政策とされてきた。

しかし、この「経界を正す」という言葉自体が、実は『肥後物語』からきていることは、あまり知られていない。『肥後物語』には「経界を正し農民安堵せし事」という一節があり、「経界を正す」というのは藤田幽谷のオリジナルの思想ではなく、亀井南冥が『肥後物語』で広めつつあった用語であった。『肥後物語』は「経界を正すとは、田島の畝数を定め、上中下の品を得としらぶる事なり、熊本も先侯以来行届ざるにつき経界みだれ、豪民は上田をえりどりにして頻に利潤を得、小百姓は質入れなどして、少しよき田はなく

し難儀に及び、多くは小作をし」⁽⁶¹⁾と記す。藤田幽谷『勸農或問』の「正経界」論はこれを引き写したものであった。この点はこれまで十分な指摘がなされていないので、とくに強調しておきたい。寛政十一年、水戸藩士がこぞって熊本藩の政策をモデルに建白書を書くなか、藤田幽谷も『肥後物語』を参考に『勸農或問』に「経界を正す」と記したのである。

つまり、水戸藩では、立原派も藤田派も、寛政改革も天保改革も、熊本藩の政策から強い影響をうけていたことがわかる。まず、立原派が熊本藩の政策プログラムのなかから「郡奉行在郷制」に着目して採り入れ、寛政改革をはじめた。このとき、藤田幽谷は同じく熊本藩の「経界を正す」政策を建言したが、当時はいれられなかった。のちに、東湖など藤田派が藩政を握るにいたって、立原派のすすめた「郡奉行在郷制」を廃止し、天保改革のなかで、この「経界を正す」政策プログラムを実施したことがうかがえるのである。

寛政期の水戸藩では、撫育と教導が一体のものとしてすすめられた。「君は民の父母なれば、何卒、百姓共の困窮せぬ様⁽⁶¹⁾に」という論理で、百姓への撫育が行われた。百姓は、藩から救恤をうけると同時に、藩の教諭によって、君主が父、民が赤子であるという擬似家族的国家観、家父長的国家観を注入されていくことになる。熊本藩において、細川重賢ら藩主を崇拜する「殿様祭」が行われたように、水戸藩でも藩主治保への崇敬意識が高まっていった。治保が世

を去ったときには、「管下の民感じ奉る余り、御逝去を悲しみ、文公大明神と」して祀りたいというものが出たという⁽⁶²⁾。

これらは幕藩国家から近代国民国家への移行、明治維新を理解するうえで、きわめて重要な論点を含むものと考えられる。寛政の改革を断行した水戸藩は、このち、藤田派の人脈によって天保改革を進めていくなかで、かつての熊本藩がついていた「政策モデル藩」の地位を占めるにいたる。今度は、水戸藩が藤田東湖によって書かれた改革テキスト『常陸帯』でもって、全国諸藩に政策的影響を及ぼし、明治維新の過程に深く関わっていくことになるのである。熊本藩宝暦改革は、水戸藩寛政改革に影響をあたえ、さらに、水戸藩天保改革につながっていった。近世の藩が次なる国家段階へと変容する「藩のプロト近代化」を考えるうえで、この流れは極めて重要な意味をもつといえよう。

注

- (1) 『日暮硯』については、笠谷和比古「『日暮硯』諸写本の研究」(『松代―真田の歴史と文化(真田宝物館紀要)』1号)が詳しい。また同氏校注による『新訂 日暮硯』(岩波書店、一九八八年)の解説を参照。笠谷氏は、松代藩宝暦改革を大きな制度改革、道徳改造の実施にとらえ、にもかかわらず、極めて平穩のうちにこの改革

が推移した点に、この改革の稀有な特徴があると指摘している。

- (2) 『翹楚篇』『米沢侯賢行録』については、近年、「明君録」の研究という視点から小関悠一郎氏が精力的に取り組まれている。同「近世中期における『明君録』の形成過程―荻戸善政『翹楚篇』の事例―」(『一橋論叢』第一三四巻第四号、二〇〇五年、六五七―六七七頁)。同「『明君録』の作成と明君像の伝播・受容―『米沢侯賢行録』を中心に」(『書物・出版と社会変容』1、二〇〇六年、一〇一―一二三頁)。「明君録」の概念を提起したのは、深谷克己「明君録―期待される君主像」(『鶴飼政志ほか編『歴史をよむ』東京大学出版会、二〇〇四年)であり、小関氏は「明君録の増加が十八世紀半ば頃から」みられるとし、十八世紀後半期に藩政が危機に直面するなかで、諸藩の藩士が政治的な関心から米沢藩上杉治憲のような「明君」の評判をもつ藩主の政治や「賢行」について情報を得ようとし、これらの明君録が作成され、流布していくと指摘されている。本稿はこの視点に学ぶところが大きい。ここでは「明君録」を、もっと広い概念で「改革テキスト」ととらえることにした。この十八世紀後半に増加してくるのは、藩主個人の言動を記した明君録ばかりではなく、家老の事蹟なども含め藩政改革の内容全般を理想化・模範化した書物である。本稿では、これらを「改革テキスト」とよび、その政策的影響をみたい。
- (3) 亀井南冥(道載)「肥後物語」(『日本経済大典』第二二巻、啓明社、一九二九年)。福岡藩儒・亀井南冥が肥後に遊学して、熊本藩宝暦改革の政治制度を見聞、自藩を補う益があるとして藩主に呈したものである。

- (4) 亀井南冥『熊本俚談』慶応義塾図書館蔵、一一九・五一・一、二。亀井南冥の自序によれば「肥後物語と題して于裏我君侯に呈す。尤、忌憚る事は別記して是を闕如」した。その欠除部分を増補したのが『熊本俚談』であるという。これが事実とすれば『肥後物語』の完成形は『熊本俚談』ということになる。
- (5) 大村庄助「肥後経済録」国立国会図書館蔵、二〇九—六九八頁。津山藩は熊本藩から大村庄助を招き熊本藩型の藩政改革に着手している。「肥後経済録」はその大村が著した改革テキストである。津山藩への熊本型改革の導入については、別論を公にする予定である。
- (6) 安野業助「南肥秘聞」佐賀大学付属図書館小城鍋島文庫蔵、OC五—一。佐賀藩には、隣国の熊本藩宝暦改革の内容を研究した改革テキストが数多く残されている。これらの諸本の成立と佐賀藩への影響については別稿を用意したい。
- (7) 島田嘉津次「堀老行状」佐賀大学付属図書館小城鍋島文庫蔵、OC五—四—二
- (8) 「隈本政事録」お茶の水図書館成篋堂文庫蔵。徳富蘇峰の旧蔵本である。
- (9) 「肥後侯賢行録」〔肥後米沢聞書〕国立国会図書館蔵、一三—一六一に合冊)
- (10) 「肥後表聞合書」佐賀県立図書館蔵、鍋三〇九—一四八
- (11) 「肥後堀太夫之比上書封事類」佐賀大学付属図書館小城鍋島文庫蔵、OC五—五—二
- (12) 芥川茂左エ門「(肥後) 農政雜記」佐賀県立図書館蔵、鍋九—九—一四八四
- (13) 「銀台遺事」早稲田大学図書館蔵、ヌ〇六一〇三—一五三、文化十二年、水戸藩儒・青山拙齋手寫本。
- (14) 『日本古典籍総合目録』は『国書総目録』を引き継いだ国書に関する所在データベースである。国文学研究資料館が運用し、インターネット上で公開され、情報が更新されている。本稿では二〇〇九年九月二十四日時点の情報を参照した。
- (15) 小関前掲論文「近世中期における『明君録』の形成過程」六六〇—六六一頁では四十二機関、六十八部の所蔵を紹介している。
- (16) 『日本古典籍総合目録』によれば『明君享保録』は四十三機関に六十八部、『仰高録』は七機関に七部の所蔵が知られる。
- (17) 水戸市史編さん委員会編『水戸市史 中巻(二)』水戸市役所、一九六九年、三八三頁
- (18) 吉田俊純氏が「寛政二年(一七九九)に始まり、文政三年(一八二〇)に挫折した水戸藩の化政期の改革は、天保期の改革ほどではなかったが、多方面にわたるものであった」として、化政期の水戸藩政を本格的な改革と評価していたのは、きわめて重要な指摘である。吉田俊純『後期水戸学研究序説 明治維新史の再検討』本邦書籍、一九八六年、四二頁
- (19) 寛政期からの動きが、人材や思想面で天保改革の前提条件となつたとの議論は以前からある。乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』清文堂出版、二〇〇六年、四七頁(初出「天保期藩政改革の特質・水戸藩の天保改革」『岩波講座 日本歴史12』近世4、岩波書店、一九七六年)は、水戸藩では「寛政・化政期において農村荒廃にみら

れる藩政危機に対し立原派・藤田派・門閥実利派の三通りの改革路線が提示された」と踏み込んだ言及をしている。人材・派閥的にも

思想的にも、水戸藩は「寛政期からの始動」であるとの見方は、吉田俊純『水戸学と明治維新』吉川弘文館、二〇〇三年にもみられる。

- (20) この点に関しては、近年、研究者のあいだに共通認識ができてきたとあるといつてよい。仲田昭一『水戸藩と領民』錦正社、二〇〇八年、一二二―一三六頁は、この郡奉行の増員と「陣屋制」に注目して、水戸藩政を「藩草創期から寛政十年まで」と「寛政十二年（一八〇〇）から天保元年（一八三〇）まで」にわけて「水戸藩郡制の変遷」を詳述している。また高橋裕文『幕末水戸藩と民衆運動―尊王攘夷運動と世直し―』青史出版、二〇〇五年を参照。

- (21) 前掲 乾宏巳『水戸藩天保改革と豪農』や吉田俊純『後期水戸学研究序説 明治維新史の再検討』『水戸学と明治維新』は、この改革を「化政期の改革」もしくは「化政改革」と表現する。しかし、この改革は、寛政期に開始され、幕府の寛政改革と密接な関連をもっている。全国諸藩でみられた寛政期特有の藩政改革の一つであり「水戸藩の寛政改革」とよんだほうが性格づけが明確になる。

- (22) 高倉胤明「水府地理温故録」『茨城県史料』近世地誌編、茨城県、七八頁

- (23) 『水戸市史 中巻 (二)』は、この史料にふれ、「肥後藩の堀平太左衛門(勝名)」というのは、名君として知られる細川重賢に登用されて家老となり、宝暦明和の改革を實行して、窮乏する肥後藩の建て直しに奔走した人物である。高倉の意見は、水戸のこのたびの郡制改革は堀の仕法をまねたふしがあるというもので、高野の立案

によるという任地在勤制にしても今後の成行がおぼつかないとして、批判的な態度を示している(同書、五八七頁)としている。

- (24) 治保は状況を正確に認識していた。すでに安永二(一七七三)年二月十五日、二十三歳のとき、藩情を自筆でしたため、家臣に説明して引き締めをはかっている。「一、郷村取扱、甚大切之事と存候。次第に向次第に人別相減、夫故、荒地多、収納減候故、次第勝手向六ヶ敷相成候事かと存候。左候ては国中困窮之者多、勝手向等も収納に準候事にて、中々、下を惠候事成兼可申哉と、至極氣之毒成事に候」(鈴木重宣著・小宮山昌秀増補『徳潤遺事増補』長谷川貞夫家文書七―七三頁、文政十年十月、小宮山昌秀再訂本、茨城県歴史館蔵)

- (25) 石川久徴『桃蹊雑話』歴史図書社、一九七九年、三九三―三九四頁。前掲『徳潤遺事増補 (二)』にも「天明八年戊申 今大將軍家、新に立玉ひ、田沼主殿頭弊政の後を受け玉ひ、諸事改張ましましける。乍去、御幼年の事なるにより、御三家御後見として、松平越中守を登庸し玉ふ。公の挙用ひ玉ふよし、外聞には申伝へたれども、実を知る者なし」とある。定信政権の成立への、治保のかかわりについては多くの論考がある。菊池謙二郎「松平定信入閣事情」『史学雑誌』二六―一、一九一五年。竹内誠「寛政改革」『岩波講座 日本歴史 12 近世 4』、岩波書店、一九七六年。井野辺茂雄「幕末史の研究」雄山閣、一九二七年などである。とりわけ、一橋治済と治保が定信擁立推の中心であったことが明らかにされている。その研究史については、藤田覚『松平定信』中公新書、一九九三年が簡潔にまとめている。

- (26) 「水戸紀年 文公上」『茨城県史料』近世政治編Ⅰ、茨城県、五七七頁
- (27) 松平定信『宇下人言・修行録』岩波文庫、一九四二年、五八頁
- (28) 高塩博「白河楽翁と熊本藩」『江戸時代の法とその周縁―吉宗と重賢と定信と―』汲古書院、二〇〇四年
- (29) 『銀台遺事』ヌ〇―〇三二五三、文化十二年、水戸藩儒・青山拙斎手写本、早稲田大学図書館蔵。
- (30) 前掲「水戸紀年 文公上」、五七一・五七三頁
- (31) 熊本・米沢の二藩をもって「政策モデル藩」とみなす考え方は幕末期まで継続した。細川重賢・上杉治憲の二人を「麒麟・鳳凰」として崇め、藩主はこの二人のようになることを求める思想的枠組みである。鳥取藩主池田慶徳（徳川斉昭の実子）に侍読・二宮元勲があてた建白書はそれをよく示している。「近時、世々、麒麟・鳳凰之名を得させられし熊本侯・米沢侯も、皆、久ふしてのち、思召の処、行れ、中興の大業を成就し玉ひ候。乍恐、水府弘道館御造営・御狩等之御施為を以て、奉伺候得ば、駒籠老侯（＝水戸斉昭）も御世つがせられ、急には全く思召之所、行れざるやに奉恐察候（中略）御一身之御徳義を益修め玉ひ、思召之処を堅く被為執、衆人之善謀を広く求めさせられ、諸役其人を得玉ひて、御委任被遊候はば、御心を勞せられずして、追々御施為行届き、終に御中興の大業を成就被遊、熊本・米沢二侯と誉を同ふし玉ん事不難と奉存候」
- (32) 「二宮元勲上書」鳥取藩政資料一三二四、鳥取県立博物館蔵
- (33) 「水府地理温故録」
- (34) 落合照直「拾類六拾六條」文政十三（一八三〇）年三月、落合照直自筆草稿、茨城大学図書館蔵
- (35) 前掲亀井南冥「肥後物語」
- (36) 茨城県歴史館には、水戸藩内に残された『肥後物語』写本が複数所蔵されている。また、早稲田大学中央図書館特別資料室には、藩主の侍読なども務めた藩儒青山氏の手による筆写本が伝存している。
- (37) 高塩博「白河楽翁と熊本藩」
- (38) 前掲「肥後物語」、五五二頁
- (39) 前掲「肥後物語」、五三四―五三五頁
- (40) (41) 事実、水戸藩は、郡奉行の大幅増員にもなつて人選に苦慮した。治保は旧弊に染まっていない人材登用をめざし、元医師の高野世龍、家督前の加藤孫三郎、藩主側近の岡野庄五郎などを登用している。「御郡奉行に撰ばれしは、大抵、御代官其外の役人より仰付らるる事也しが、近来は此外より撰ばるるも多かりしか。殊に高野文助（世龍）は医者より仰付られ、加藤孫三郎は御勘定奉行加藤善右衛門子にて、惣領より被召出、暫見習して後、本職に仰付られし。是等はめづらしき御撰なりと申あへり」（『徳潤遺事増』）
- (42) 前掲「肥後物語」、五五二―五五三頁
- (43) 前掲「肥後物語」、五五三頁
- (44) 全国的に影響をあたえたのは『肥後物語』であるが、熊本藩細川重賢の改革政治を範とする「改革テキスト」は他にもある。蓮池藩家老の松枝善右衛門「隈本政事録」安永四年（一七七五）、「岡山藩の寛政改革」をすすめた湯浅新兵衛明善「肥後賢侯行録」安永五

年(二七七六)、津山藩の大村庄助「肥後経済録」明和年間などがある。

(45) 前掲「肥後物語」、五七一頁

(46) 亀井南冥自身が、天明六年になって天明飢饉下の熊本藩政の現実を知った。「不佞など数十年南肥之事を以て士大夫之間に吹聴致候義も、此三年已前肥後之飢民弊藩ニ来り(中略)一向物も申されぬ次第」役監泉あて書簡で述べている。井上忠「亀井南冥の役監泉あて書簡」『九州文化史研究所紀要』第二〇号、一九七五年

(47) 金森正也「近世後期における藩政と学問—寛政—天保期秋田藩の政治改革と教学政策—」『歴史学研究』二〇〇八年増刊号、二〇〇八年。「岡山藩の寛政改革—湯浅新兵衛の建白書を中心に—」『瀬戸内海地域史研究』第二輯、一九八九年。

(48) 鶴見九臯「鶴見九臯遺策」(『日本経済大典』第五卷、五八八頁)。寛政十一年六月発見、十月には水戸で中山備前守に提出されたとある。鶴見九臯は、立原翠軒と親しく、翠軒の子息を養子としている。この建白書は翠軒が鶴見の遺品中から発見したものとされる。

(49) 石川久徴「桃蹊雑話」歴史図書社、一九七九年、三九三—三九四頁

(50) 「御郡方新撰御掟書」『茨城県史料』近世政治編1、茨城県、一三九・一四〇頁

〔享和元年十月〕一 御代官方御止ニ相成、我々支配被仰付候節、御政事方・御所務方と名目相分候様、其砌、奉伺候所、以来、御政事方之名目相止、前々之通御郡方と相唱、御所務方計、只今之通相

唱候様仕度旨伺候所、申出之通、相濟候段、八月中御達ニ付、郷中へも申触候事」

(51) 前掲「御郡方新撰御掟書」、一四二頁

〔享和元年八月〕一、御役家地内、御土藏普請出来候所、御役所等よりも間数離候場所ニ而、御手厚ニハ出来候へ共、御取納時分ハ、多分御金入置、御土藏後ハ更々御ヅリも無之、万一之義有之節、不調法ニ相成候而ハ、甚恐入候旨、内元共より申出、尤之次第ニ御座候間(中略)夜廻り等ニ而も申付候様、御達之事」

(52) 大内正敬「清慎録」『日本農民史料聚粹』第十一卷、酒井書店・育英堂事業部、一九七〇年所収、一九五・一九九—二〇〇頁。小宮山の勤務については、長谷川伸三・宮本和明編「紅葉郡役所時代の小宮山楓軒」『七瀬(銚田町史研究)』三、一九九三年を参照。「精慎録」前書・付記等も紹介している。

(53) 高野昌碩(世龍)「富強六略」『日本経済大典』第一四卷、啓明社、一九二八年、五一—四頁

(54) 「徳潤遺事増補」に「公最御心を民事に用ひさせられしが、是迄、御領中御郡奉行四人御代官五人ありて政事ハ郡奉行、取納ハ御代官にて、取扱ふ事なりしが、両端に分れ、民の為に不利成る事もありしよし、聞し召れし故にもありしや、御代官を止めさせられ、郡奉行の員を増し、十人にて取納とも扱ひし也(中略)郡奉行御城下に住居して、常に民間の疾苦を見ざれば、民を憐む心も自ら薄かるべし、との思召にもあらせられしや、十人の内、八人は各所に陣屋を造り、引移りて、其政をきかせ玉ふ事にぞなりし」とある。

(55) 「徳潤遺事増補」

- (56) このような治保の経済思想は、管子の言を引いて、「民之多幸、国之不幸也」(藤田幽谷「勸農或問」『日本経済大典』第三二卷、啓明社、一九二九年、二〇七頁)とする藤田幽谷の考えとは大きく異なるものであった。小室正紀『草莽の経済思想―江戸時代における市場・「道」・権利―』御茶の水書房、一九九九年は、水戸藩立原派の小宮山昌秀・大内正敬の農政論なりに、民間の主体性を認め、民富の形成を肯定する経済思想が生まれているという注目すべき指摘を行っている。このような民富論の源流には、徳川治保の思想と改革がある事実を指摘しておきたい。治保は寛政期に小宮山昌秀らを郡奉行に登用して、民を堅固にすることで国益をはかる論を説き、改革をすすめていた。立原派の民富論はそのなかから登場してきた。
- (57) 「徳潤遺事増補」
- (58) 関沢徳平「万代不朽評論密書」『茨城県史料』近世社会経済編IV、茨城県、五四三・五四五頁。しかし、郡奉行在郷制が始まると、中間支配機構をなす山横目庄屋たちは、この制度に抵抗したわけではない。むしろ、籠橋俊光「近世中間支配機構の歴史的展開―水戸藩大山守・山横目制度による概観―」『東北大学文学部研究年報』四九号、二〇〇〇年、七五頁が指摘するように、郡奉行任地在勤制が始まって以後、大山守・山横目は郡奉行所に出入りし、郡方手代と交わり、「二層の連携を深めて地域全般における各種の業務を遂行していくことになった」のである。
- (59) 享和三年「中岡村〔亥〕御〔相符留帳〕」中崎家文書A一五、茨城大学図書館蔵によれば、六月十六日 郡奉行入江忠八郎が「郷中子育之儀ニ付、別て前々御在国之砌、御直書を重き 尊慮之趣申

含候処、猶又、此度厚キ御直書御渡ニ相成ニ付、来ル廿三日ごろより致郷出、尊慮之趣申含候条、兼て其旨相心得居、寄村へ罷出候様可致候、夫ニ付候ては、組頭支配切、郷医・寺社門前・水呑、并、他扱・上下御町より引越罷在候者たりとも、十五才より以上の男女・下男、歩行相成老人迄被召呼候条、家人内別一同ニ不残横帳ニ相認、寄村へ召連可申候、尤、病氣之者は名之上へ煩と認、奉公ニ罷出候ものハ、其旨相認、帳面指出可申候、扱又、其節ハ一村罷出候義ニ有之候得バ、留守を見かけ悪ル者等、立入可申義も難計有之候間、隣家々申合、駝しかと致し候者、留守居ニ指置、罷出候様可致候」と命じている。ここで思い起こされるのが、このような「領民に対する教諭支配の進展」を既に「中期以降の藩政改革の通有的特性ではないか」とした深谷克己の指摘である(『歴史学研究』二〇〇八年増刊号、二〇〇八年、四三頁)。

(60) 「肥後物語」五五一頁

(61) 「徳潤遺事増補」

(62) 「徳潤遺事増補」に「惜哉、世を去玉ひしは寅八月 当公より御筆を給ふ。育子之儀に付、文公厚御世話被為在候処、近比、御廉も相見候趣、相聞、一段之事ニ付、此上無弛様、世話可致事。公の御仁政多き中に、育子の事ほど人の感じ奉りしハなかるべし、入江忠八郎(時ニ入江氏大里の郡宰也、元の大田郡下也、入江氏は小宮山氏の弟也)管下の民感じ奉る余り、御逝去を悲しみ、文公大明神といわひ奉り度と、申せし者もありし也」とある。

〔謝辞〕 本稿は平成二十一年二月十四日に茨城県東海村と共催された歴史シンポジウム「水戸藩郡奉行と東海の村人、『石神組御用留』の世界」の当日配布資料をもとにしたもので、茨城大学社会連携事業会の助成、および、科学研究費補助金基盤研究(A)「近代移行期における地域情報とその蓄積過程に関する比較制度研究」課題番号19203018、研究代表者村山聡による成果物である。